

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO66

発行責任者 畑中 正好 発行日 2008年3月17日  
連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内  
TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767  
http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール wa\_obz@naxnet.or.jp

## 旅田市議 議員報酬差押減縮の申立

### 減縮認めたと地裁決定に不服申立

#### 議員報酬の全額差押えは当然

私達が差し押さえしている旅田卓宗市議の報酬について、同市議が申し立てていた差押額減縮の申立に関して、和歌山地方裁判所が、差押えている報酬額の範囲を5分の4と減縮する決定を3月7日付けで行ったことから、私達は、13日、同決定に対する不服申立である執行抗告を大阪高等裁判所に行いました。

これは、私達が石泉 閣事業損害賠償請求住民訴訟で勝利した旅田市議に対する判決金約2億5千万円を、旅田市議が自主的に支払わないことから、旅田市議の議員報酬と期末手当を差し押さえしていたものです。

これは、私達が石泉 閣事業損害賠償請求住民訴訟で勝利した旅田市議に対する判決金約2億5千万円を、旅田市議が自主的に支払わないことから、旅田市議の議員報酬と期末手当を差し押さえしていたものです。

これは、私達が石泉 閣事業損害賠償請求住民訴訟で勝利した旅田市議に対する判決金約2億5千万円を、旅田市議が自主的に支払わないことから、旅田市議の議員報酬と期末手当を差し押さえしていたものです。

これは、私達が石泉 閣事業損害賠償請求住民訴訟で勝利した旅田市議に対する判決金約2億5千万円を、旅田市議が自主的に支払わないことから、旅田市議の議員報酬と期末手当を差し押さえしていたものです。

し引いた残金の5分の1が差押え対象外となる金額です。なお、旅田市議には、これ以外に年金などの収入9万3千円があります。

債権者となっているメンバーらは、「公金の弁償なのだから、報酬全額を自主的に返済に充てると申し出て当たり前であるのに、差押えによらなければ支払わない姿勢こそ批難されるべきであり、その上、減縮を求めてくるなどあるまじき行為」と厳しく批難しています。



## 債権放棄5団体の回収状況一覧表

回収率は貸付元本に対するそれぞれの回収額割合

融資先名	貸付元本額	借主回収額	同率 %	保証人回 収額	同率 %	担保物件回 収額	同率 %	合計回収額	同率 %
和歌山コピ ューターセンター (一般)	14,710,000	3,984,500	27.09	0	0	0	0	3,984,500	27.09
タックス新 宮(一般)	321,364,000	108,546,000	33.78	0	0	67,700,000	21.07	176,246,000	54.84
丸金食品 (一般)	98,311,000	50,000	0.05	0	0	88,712	0.09	138,712	0.14
協同組合同 和(同和)	254,003,000	6,000,000	2.36	11,500,000	4.53	64,123,378	25.25	81,623,378	32.13
プラスパー ズ協業組合 (同和)	2,396,600,000	21,750,000	0.91	5,561,339	0.23	128,117,266	5.35	155,428,605	6.49
計	3,084,988,000	140,330,500	4.55	17,061,339	0.55	260,029,356	8.4	417,421,195	13.53

迫間 とんでもないですね。そんなにも悪いんじゃないですか。度が破綻してはいますよ。「貸す」とは名ばかりで「与えている」とさえ疑

阪谷 政策的融資だったとしても、貸付金は回収できることが前提です。その前提が実態として成り

立っていないといえますね。

畑中 問題点はまだあります。融資先には、一般組合と同和関連組合とがあり、その区分でみると、正常債権には同和関連組合がなくすべて一般組合です。延滞と破綻債権では、一般が10件の58億3千万円、同和の方は24件で97億2千万円あります。阪谷 同和関連の方が延滞や破綻が多いと。

畑中 そういうことです。次に、回収状況を見ましょう。一覧表(上記一覧表)にもあるように債権放棄の5件全体の回収率がわずかに13・53%という低率であることがわかります。5件の内で放棄額26億4千万円の内、22億4千万円と、もっとも額が大きいプラスパフーズと言う組合を詳しくみましよう。問題点が推察されますから。

同組合には、無利息で、

平成7と8年に計23億9千万円の融資を行い、借りた組合自身から回収(県では償還という)した額が2175万円です。返済初年度より返済の条件変更を行い、翌年度より延滞となったことが分かっています。

すなわち、貸金総額に対する借主からの回収割合は0・91%ということとんでもない低率です。

迫間 間違いないですか。それ！

畑中 間違いないです。0・91%も低いですが、今回放棄する5件のうちで、借主回収率0・05%というのがありません。それは、9831万円貸して5万円しか回収していません。また、借主返済がゼロというのもありました。07年12月に、消滅時効を理由に2件を貸倒処理していますが、そ

の内の一件がそれです。

井上 へー、借主返済ゼロとも返す意志なかったのじゃないのですか。貸す方も方ですよ。それは。阪谷 借主からの回収率1%にも満たないような貸付があること自体、審査が不十分だった結果としかみられません。こんなズサンな融資をする県職員に公金預けられません。

井上 それでも「厳密な審査をし、適正に実行した」

などと言うのですか、白々しい。県民は信用しないでしょね。きつと。迫間 必要な手続きを怠って時効で消滅させたのもひどいですね。

畑中 その点は後にして、プラスパフーズの話が続けます。

その後、連帯保証人から556万1339円、担保物件処分による回収が1億2811万726

# 県融資 債権放棄問題を問う

## 貸倒累損計 31億3千万円に

阪谷 1月に発行したニコ  
ースの新春座談会、好評  
だったと聞きました。

畑中 そうです。読み物と  
してもおもしろいと。

迫間 ほー。そう言う声あ  
ったのですか。それはう  
れしいです。

畑中 井上壮一さんは、今  
回から登場ですね。

井上 緊張しますが、よろ  
しく願います。

阪谷 仁坂知事が、26億4  
千万円を回収不能で債権  
放棄するようなこと発表  
しましたが、この問題、  
今回のテーマにしません  
か。

迫間 26億円もの公金をア

ワと化すという大きな問  
題ですからそうしましよ  
う。

阪谷 これは、簡単には認  
められませんが。貸し  
付けや回収に問題がなか  
ったのですか。

畑中 仁坂知事が、議会で  
「厳密な貸し付け審査を  
しながら適正に実行した  
が、貸付先を取り巻く経  
済環境の変化など、不測  
の事態が生じた」などと  
答弁して、県側の貸し付  
け行為には問題がなかつ  
たと言っているようです  
よ。信じられますか。

阪谷 結果だけを伝えられ  
ても信じられないのと違

いますか。ほんとうに「不  
測の事態が生じた結果」  
かどうかの詳しい説明が  
必要ですよ。

迫間 私も同感です。貸付  
審査や担保評価などが適  
切だったのかなども申し  
く県民に明らかにされな  
いと、放棄がやむを得な  
いものかどうかはわかり  
ません。

畑中 おっしゃるとおりで  
す。ここに若干、関係す  
る資料がありますので、  
みてみましょう。

迫間 それ、いいですね。  
まず、どんな債権か分  
かりますか。

畑中 公表されたところに

よると、同和関連等には  
無利息で、それ以外には  
低利で行う「中小企業高  
度化事業」という中小企  
業が共同して設立した組  
合等への融資制度で、県  
が貸し付けたが、返済が  
滞っている延滞（破綻含  
む）34件の計108億7  
千万円のうち、回収の見  
込みが全くない5件約26

億4千万円を放棄すると  
いうものです。  
なお、貸付資金は県が  
3分の1で、中小企業基  
盤整備機構が3分の2を  
負担し、債権放棄を議決  
した場合、機構分は免除  
されるということです。  
しかし、いずれも公金  
です。

### 182億5千万円の融資残高のうち

### 返済正常残高僅か 27億円

畑中 とここで、この制度  
の06年度末の融資残高  
は、49件の計182億5  
千万円あります。その内、  
返済正常債権が15件計27  
億円であり、不正常な延  
滞と破綻が34件計155  
億5千万円です。公表さ  
れた延滞108億7千万  
円には、返済期限未到来  
の債権が含まれておら  
ず、これらを含めた残高

は先の155億5千万円  
と云うことです。

阪谷 融資の残高に占める  
正常債権の割合、低そう  
ですね。

畑中 ええ、相当に悪いで  
すよ。182億5千万円  
のうちの27億円ですから、  
正常は14・8%で、不正  
常が85・2%ですよ。

井上 えー。そんなにも悪  
いのですか。

# 「県庁饒別3名 15万円」と記載のある融資先の当座勘定元帳

松坂英樹県会議員提供

123		当座預金/阪和		(総勘定元帳税込資料)	
年月日	伝票番号	相手科目	摘要	借方	貸方
			前期繰越		10000
4/3/000	23	開業費	県庁饒別3名 81352		
			普通預金/阪和	150000	
4/24/000	25	長期借入金	〇〇〇〇〇〇より借入	75000000	
			長期借入金	75000000	
4/25/000	26	長期借入金	〇〇〇〇〇〇より借入	12500000	
			長期借入金	75000000	
4/26/000	24	主 地	欄阪和住建/土地決済代金 (桃山町調月1747番地3室) 18,264.25㎡ 81353		1210000000
			前 渡 金		40000000
4/27/000	27	長期借入金	和歌山県より借入	1000000000	
			(月間取引累計)	1250150000	1250150000

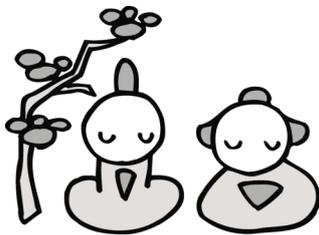
。今から贈収賄かどうかを明らかにするには無理があるでしょうが、しかし、癒着を示す証拠といえますよ。立派な。迫間 先にふれた時効消滅させた債権について詳しく分かりますか。畑中 そのことは、私も今回のことを調査するまで知らなかったのですが、07年12月に同じ高度化事

業の融資で、2件計4億8949万円について、時効消滅で損失処理していたのです。従って、今回と併せると損失累計は、31億3157万円です。県は、平成19年度末の延滞債権が5億5000万円改善すると言いますが、滞っているうち4件の回収金がなく、回収不能による損失額が今後

も増えるとみるべきです。井上 時効の責任は、必要な手続きを怠ったのだから職員にあるのでしょうか。畑中 職員に責任ありますよ。今回、関連の「中小企業振興資金貸付事業」という融資で、時効消滅させた債権が11件計1379万円あったことを明らかにしましたが、仁坂知事は、「県庁全体の責任」とミスを認め、これまでに債権管理等に関係した職員のうちの現職員らを「注意」処分しました。しかし、先ほど述べた時効分では、処分がされていません。阪谷 「注意」処分では、軽いと思いますが、処分されていないのはもっと許されませんね。迫間 債権を時効消滅させたら、民間では間違いない職員の責任が問われ、弁償も求められますよ。井上 時効の場合もそうで

すが、回収率が悪いのも、貸付ミスとして、損失の弁償をさせるべきですよ。畑中 私も、それは結果に責任を負わせる意味で重要だと思います。結果に責任を負わせないから、無責任体質がはびこるといえます。迫間 今回、仁坂知事が債権放棄を求めている債権の回収率は悪すぎます。公金の損失にもっと厳しく対処するようでないかね。畑中 そうですよ。時効消滅させた場合はもちろんですが、井上さんも言いました回収率の悪い場合、例えば、回収率が50%以下などの場合には、貸付ミスとみなし、担当職員らに一定額弁償させるような対処が求められるべきですよ。そのようなきびしさがないと、無責任体質は改善しないでしょう。

阪谷 今回から適用させる4件が50%以下ですから弁償の対象になりますね。迫間 そのような弁償、おそらくしないと認めれませんが、その場合、損害賠償請求の住民監査請求や住民訴訟で追及することはできないのでしょうか。畑中 思いは分かれます。その点は、今後、当会の代表や法律の専門家らに交えて検討しましょう。(なお、当座談会後に、県議会はこの問題について全会一致で継続審議とすることを決めたと伝えられています。)



6円という状況です。従って、回収金の総計が、1億5542万8605円であり、貸金に対する総回収割合、約6・49%という極めて低いことが分かります。

阪谷 担保物件処分での回収率は5・35%ですか。担保物件での回収がこんなにも低いようなこと一般的にあり得るのですか。

畑中 通常では考えられないでしょう。県の一般的な説明では、必要資金の8割しか貸し付けていないので、担保価値には問題がないというような説明もありました。

しかし、必要資金が水増しされており、その必要資金等についての審査が充分でなかったり、甘かったりすればこんなことはあり得ることですよ。阪谷 その点はどうだったか分かりますか。

畑中 貸付金は、土地と建

物の購入に充てられているのですが、その土地・建物の所有者が、貸付を受ける組合の代表理事の子が経営する建築会社であるという、すなわち、買い手と売り手のどちら

も法人ですがその代表が母子という関係にあったと、県の平成14年度の包括外部監査は指摘されています。母子の関係であれば、売買価格を水増しするようなこともたやすく可能でしょう。

また、外部監査は、当時のその土地と建物の価値について、土地は4億9300万円、建物は4億5900万円と評価し、土地の取得価格である12億5000万円と、建物の取得価格8億5800万円とを比較し大きな格差があるとして、このような格差問題が生じないように、鑑定評価の実施、

相見積を入手する等の指導が必要であり、限られた財源を投入する以上、より慎重な審査、指導が不可欠であると指摘しています。井上 両方で11億5600万円の価格差があったと。それはいかんわ。

迫間 外部監査の指摘からすれば、鑑定評価をしていなかったようですね。公平な専門家による評価もとらずに、適切な融資と言われても誰も信用しませんよ。

井上 そうですよ、貸付手続きに問題がなかったなんて、仁坂知事も甘いんじゃない。総回収率が6%程度では、如何にも低すぎ、結果からすれば、貸付手続きに適切さを欠いていたとみなされますよ。

畑中 迫間さんは、民間の債権を管理する部署におられたのですね。迫間 そうです。

井上 民間では、このようなな焦げ付きがあった場合、融資の責任は問われないのでしょうか。迫間 民間とは単純に比較できませんが、民間では

## 県庁 賤別3名15万円

### 融資の相手方から

先ほどのような低率の回収状況などは、まずあり得ないと思います。仮に、あったとすれば当然責任問われますよ。

畑中 ところで、プラスパーフーズですが、貸付審査が歪められていたのではないかと思われる証拠があるのですよ。

阪谷 証拠がですか。畑中 ええ、「県庁賤別3名15万円」と記載がある当時の当座預金元帳の写しがあるのです。それも、県の融資金10億円が入金される直前に記載があるのですよ。

井上 えー。県の職員が、融資をする相手方から、賤別をもらっていたのですか。それ、ほんとうで

畑中 固有氏名までは不明ですが、県庁職員に賤別を渡していたことは間違いないですよ。

井上 融資先から賤別をもらっているのですか。迫間 よい訳ないでしょう。井上 賤別を受け取った職員が、融資に関係した職員ということもあり得るのではないのですか。

阪谷 充分考えられることですよ。

井上 その場合は、立派な贈収賄じゃないのですか。畑中 立派はないですが、

交渉の争点となり、理事者側が組合の要求に屈して制度化し、それが既得権として給与の中に組み込まれてきた。

再び言うが、裏金も特殊勤務手当も、その原資が住民の血税であるとの認識が希薄で、公務員共同体に天から降ってきた共有財産であるかのようなお役所感覚で取り扱われている。血税意識の欠如した税金私物化感覚で税金が処理され、住民福祉に回すべき税金が役人福祉のために流用されてきたのである。

国・地方を通じて膨大な債務が累積し、しかも景気が低迷し、住民の生活が窮迫している今日政改革は必須の課題である。公務員の税金ムダ遣いや不正使用は、一九九五年の情報公開法の施行と、それに基づいて活躍することの出来た各地の市民オンブズマンの努力により、裏金も行き過ぎた特殊勤務手当も是正されつつある。首長が民主主義の立場に立つ先進地方公共団体などではすでに過去の悪弊として解決されているが、まだ真に民主化されていない遅

れた団体では、私が危惧した通りの、隠然たる税金ムダ遣いや不正使用が行われているかもしれない。既に述べてきたとおり、これらの悪弊のいわゆる「洗濯」は、市民オンブズマンの活躍あってこそのことだが、それとて権能上、制度上の制約により追及の手の及ばない部分が多分に存在する。まして、制度上のチェック機関である議会も監査委員も一向にその役割を果たしていないのが現実である。

ここまで書き進んできて、どうしても私の脳裏を去らないのが和歌山県のこと、私が晏如たりえないのは、私が二十五年間の勤務で余りにも醜いその実態を知り過ぎているからである。職員OB組織の存在など、木村知事逮捕の後も健在であるようだが、何をするための組織なのか、いま何をしているのか、これから何をしようとしているのか。

## 第12回定期総会のご案内

次の日程で、第12回定期総会をおこないますので、是非、お越し下さい。

日時 4月23日(水)PM6時～

場所 和歌山市勤労者

総合センター

TEL 073-433-1800



# 裏金その後

田端 宣貞

一昨年頃まで、毎日の新聞紙面にカラ出張、裏金、談合、公金横領など、公務員の不正・汚職の記事を見ない日はないほどだったのに、昨年後半頃からピタツと止まった。

公務員の意識改革が進んで公僕意識に目覚め、不正や汚職から縁を切ったからであるか、本当はカラ出張や裏金作りはまだ行われているのに、尻尾を捕まれないよう巧妙に操作して、コッソリ行っているのだろうか。

あるが、そして飽くまでも私見であり憶測に過ぎないが、私は日本の現状に照らして、公務員の意識改革は非常に難しく、不正は根絶されたと断言出来ないような気がする。

それで、私が二十五年間の県庁勤めで知り得たこの問題の根本認識を披露して、この問題が個々の公務員の問題ではなく、構造的な問題である所以を提示して、この問題を考える上での手掛かりにしたい。

これが私の脳裏を去らない疑問で



戦後公務員は公僕と言われ、それにあふさわしい役割を期待されたが、一方で労働運動の波に乗って、職員労働組合と理事者側との交渉で、職階級制度の有利な運用や、ありとあらゆる種類の特殊勤務手当の新設など、スト権がない代わりにそれを補って余りある特権を獲得した。その過程で、職員労働組合と理事者側と

の癒着が生じ、首長選挙に当たっては、組合及び職員OB組織が有力な支援組織となって貢献し、組合と首長とのギブアンドテイク関係による癒着構造は深化した。

私の知るところ、その最も甚だしい一例は和歌山県知事と職員労働組合及びそのOB組織との関係で、四代までの知事選挙は専ら職組とそのOB組織による支配のもと、自民党王国の独裁政治に等しい県政の必勝体制を維持した。そしてその反面、県の財政規律は乱れに乱れ、さてこのカラ出張や裏金の横行を許し、知事の官製談合まで大手を振って罷り通り、知事候補に至った一部始終は全国民の知るところである。

裏金問題を追ってゆくと、日本人の伝統的な習慣であるところの、スムーズな人間関係を維持する「交際」に行き着く。組合側たると理事者側たるとを問わず組織全体に蔓延している「交際」は、そのために必要な金を予算の操作によって賄わざるを得ない。かてて加えて、これまた伝統的に存在する官尊民卑思想は、戦

後民主主義を素通りさせ、戦前とはとんど変わらない意識構造を持つ公務員によって日本の役所は占められた。彼らにとつては「公僕」も「血税」も単なる観念に過ぎず、実践すべき課題だとは夢にも思わなかつた。だから、税金が予算となつて下りてくると、それはそのセクトにとつて、私有財産に等しいものと見なされ、カラ出張などの形で作られた裏金は、多かれ少なかれどのセクトにも存在した。予算は年度内使い切りのしきたりを利用して、多い目には必要悪として公然の秘密になつていた。いや、なつていてもかもしれない。そのような金であるから、それを血税のムダ遣いとも不正流用とも思わず、罪の意識を伴わずに組織全体が実行し続けることができたのである。

裏金問題に加えて特殊勤務手当も過剰な厚遇で、ゆるがせにできない問題であるが、これまた労働運動の高揚期、自治労傘下の組合の、生活と権利を守る闘争の一環として団体

## 当面の予定

- 3月17日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 3月26日 PM 6:00 ~  
第6回全員会議
- 4月14日 PM 4:00 ~  
編集会議
- 4月23日 PM 6:00 ~  
第12回定期総会
- 5月19日 PM 4:00 ~  
ニュース発送作業日
- 5月27日 PM 2:00 ~  
県議政務調査費違法支出金返  
還請求住民訴訟第4回裁判
- 5月28日 PM 6:00 ~  
第1回全員会議

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支出金 返還請求住民訴訟

3月11日に第3回裁判が行われました。  
当日は、県側から9現・元議員について、こ  
ちらの請求に対する認否が書面で提出され  
ました。全議員の認否が整うまでには、ま  
だ、相当の日程を要するようです。しばらく  
は、議員らの認否待ちです。

次回は5月27日午後2時からです。

## 次回会員会議のご案内

日 時 3月26日(水)午後6時～  
場 所 和歌山市勤労者総合センター  
(和歌山市役所西隣 TEL 073-433-1800)

こぞってご参加下さい